

小型船で使われる無線設備に必要な無線局免許と資格



使用する無線設備の種類や出力などによって、無線局の種別や必要な資格が異なります。

【国際VHF】

- 空中線電力が**5W以下の携帯型（DSC無）**
→「船舶局」の無線局免許と、「第三級海上特殊無線技士」以上の無線従事者免許が必要です。
- 空中線電力が**5W以下の携帯型（DSC有）**、5Wを超え**50W以下の据置型**
→「船舶局」の無線局免許と、「第二級海上特殊無線技士」以上の無線従事者免許が必要です。

【簡易型AIS】

- 「船舶局」の無線局免許が必要です。無線従事者免許は不要です。

【EPIRBやSART等】

- 「船舶局」又は「遭難自動通報局」の無線局の免許が必要です。無線従事者免許は不要です。

【船舶用レーダー】

- 「船舶局」又は「無線航行移動局」の無線局免許が必要です。適合表示無線設備であって、空中線電力が5kW未満の9GHz帯のレーダーであれば、無線従事者の免許が不要となるものがあります。

(ポイント)

- 一つの船舶に船舶用の複数の無線機を設置（国際VHFとレーダーなど）しても、船舶局の免許は一つとなります。
- 船舶にレーダーのみ設置する場合は、無線局の免許は船舶局ではなく、無線航行移動局となります。